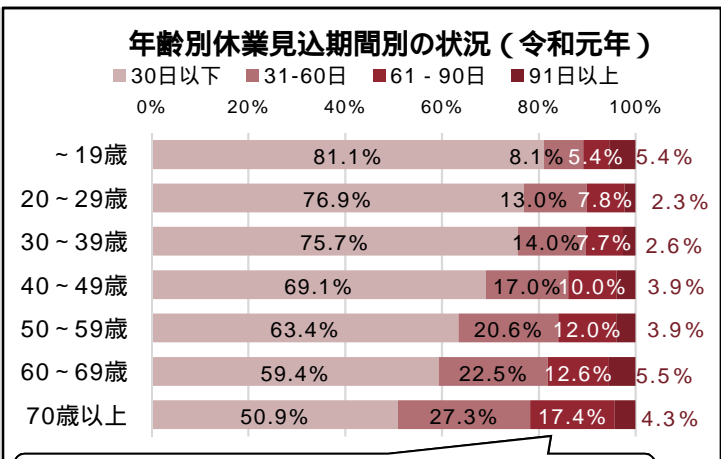
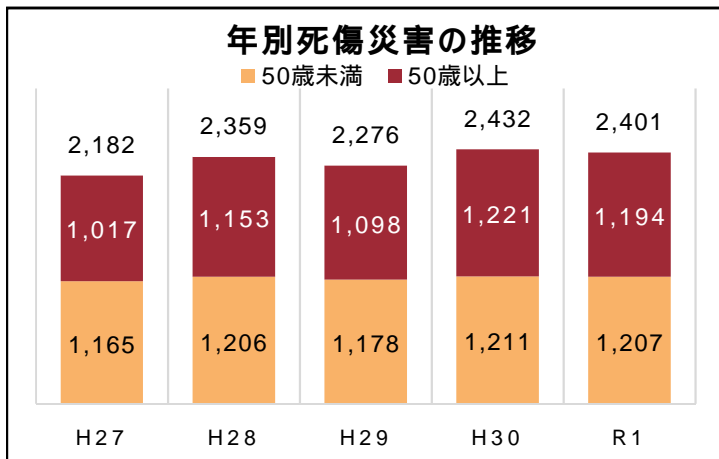


# 高齢労働者の労働災害をなくそう!!

現在、我が国においては、少子高齢化の進展に伴って、生涯現役社会の実現が求められており、**高齢労働者(50歳以上の労働者、以下同じ。)**のこれまでに蓄積した知識や経験等を活かし、積極的に活躍できる機会を提供して、戦力として活用できるようにすることが、必要な時代になっています。

群馬労働局管内の労働災害に占める高齢労働者の割合は徐々に高まっており、平成30年には初めて半数を超え、高齢労働者の労働災害防止の取組が重要な課題となっています。



年齢が高くなるほど重症度も高く休業見込期間は長くなります。

## 業種別死傷災害発生状況 (令和元年)

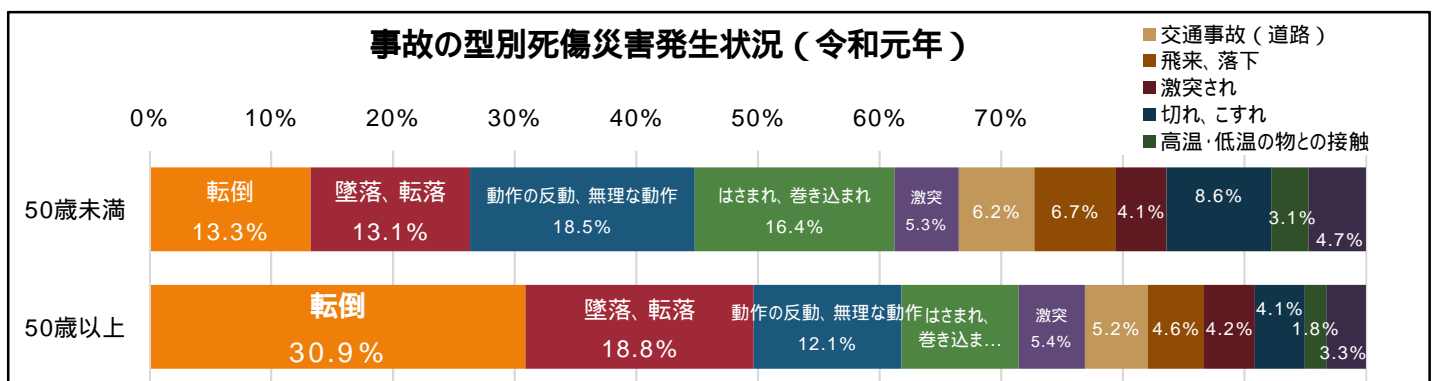
業種別	年齢別	50歳未満	50歳以上	合計	50歳以上が占める割合
全業種		1,207	1,194	2,401	49.7%
業種別	製造業	434	295	729	40.5%
	建設業	142	95	237	40.1%
	道路貨物運送	151	138	289	47.8%
	小売業	101	169	270	62.6%
	社会福祉施設	73	110	183	60.1%
	飲食店	39	24	63	38.1%
	清掃・と畜業	33	58	91	63.7%
	その他の業種	234	305	539	56.6%



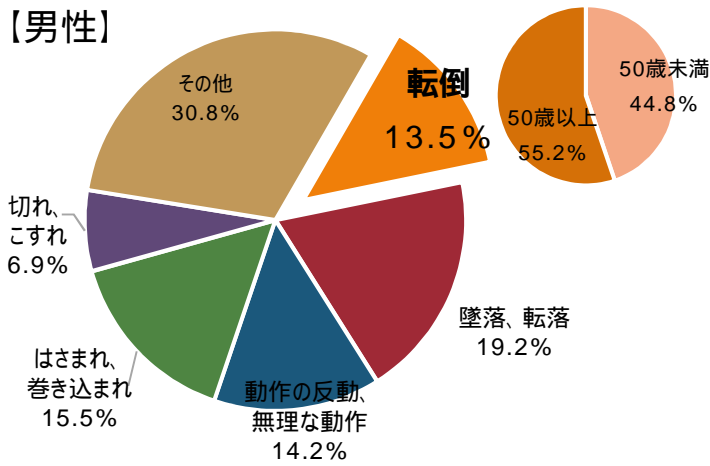
資料出典 労働者死傷病報告

高齢労働者の労働災害を事故の型別にみると、転倒災害が占める割合は約3割で最も多くなっており、50歳未満の2倍以上となっています。

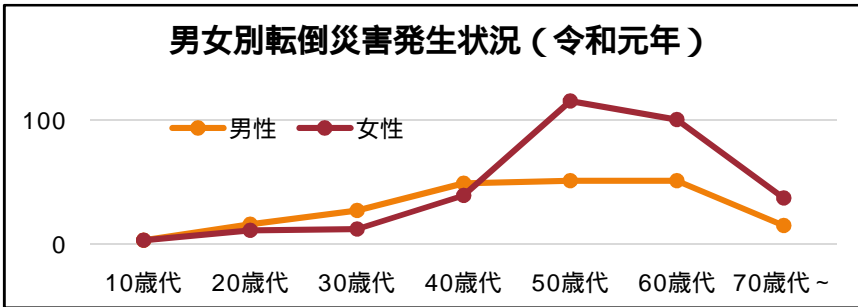
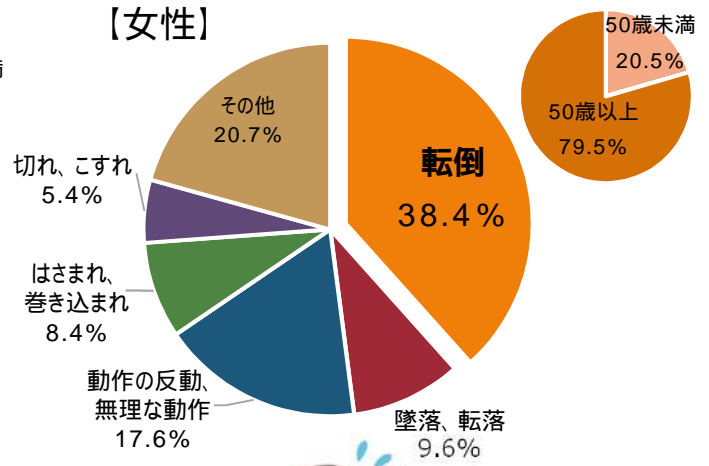
また、転倒災害を男女別にみると、女性では、高齢労働者は女性全体の約80% (男性では55%) を占めているとともに、50歳から転倒災害が急増しているなど、高齢の女性労働者に転倒災害が多発している状況が見られます。



## 【男性】



## 【女性】



資料出典 労働者死傷病報告

# 「エイジフレンドリーガイドライン」について

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。



# 「エイジフレンドリー補助金」について

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。是非ご活用ください。

事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

詳しくはコチラ ▶ 「高齢労働者の安全衛生対策について」（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)



**高齢労働者が働きやすい職場づくり = 誰にとっても働きやすい職場  
 働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう!!**

# 「エイジアクション100」について

高齢労働者の安全と健康確保のための100の取組（エイジアクション）を盛り込んだチェックリストを活用して、職場の課題を洗い出し、改善に向けての取組を進めるための「職場改善ツール」です。（中央労働災害防止協会作成）

詳しくはコチラ ▶ 「エイジアクション100」特設サイト（中災防）  
<https://www.jisha.or.jp/research/ageaction100/index.html>



群馬労働局  
 労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1  
 Tel 027-896-4736 fax 027-896-2111  
<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>